

令和 8 年 5 月 19 日

陳 述 書

桑代勝成

1 はじめに

私は、警視庁三鷹警察署の地域課で勤務していた令和3年10月12日（以下「本件当日」といいます。）、この訴訟の原告であるマシューさん（以下「マシューさん」といいます。）に対して職務質問をしましたので、そのときの状況等についてお話しします。

2 職務質問の経過について

- (1) 私と、当時同じ地域課で勤務していた青田雄途巡査長（以下「青田巡査長」といい、私と併せて、「私たち」といいます。）は、本件当日午前10時30分頃、警ら用無線自動車（以下「本件パトカー」といいます。）に乗車して警ら（いわゆるパトロールのことです。）中、東京都三鷹市大沢二丁目14番先の基督教大裏門交差点を天文台北交差点方向へ右折進行するため、右折の方向指示器を表示しながら、人見街道上に停止していました（なお、本件パトカーが停止していた位置は、右折待ち車両の先頭ではなく、2番目もしくは3番目の位置でした。）。

この際、本件パトカーの助手席に乗車していた私が、対向車線を走行してくる車両を見ていると、目測時速20から30キロメートルの速度で基督教大裏門交差点に向かって走行してきた普通乗用車（以下「本件乗用車」といいます。）を運転していたマシューさんが、本件パトカーとすれ違う際に、本件パトカーを「意識しているように見えた」ので、私は、これを不審と認め、運転席の青田巡査長に対して本件乗用車を追跡するように指示しました。

ここでいう「意識しているように見えた」との点について、動作だけをあえて分解して説明すると、前方から本件乗用車が接近するに際し、本件乗用車を運転していたマシューさんが、顔を向けてパトカーの方を見るや、側方通過時にパトカーに視線を向けたままの状態顔だけをそむけたというものとなります。

そして、私は、約10年間にわたる職務質問を行う地域警察官としての知識と経験を踏まえ、この本件パトカーの存在を急に意識するようなマシューさんの挙動に、通常とは異なる不自然さ、違和感を感じ、これを不審と判断したのです。

なお、私は、本件乗用車の運転者であるマシューさんの顔を見たときに、「外国人かな」という印象を持ちました。

- (2) 私たちは、直ちに本件パトカーの赤色灯を点灯させ、サイレンを吹鳴させながら、本件パトカーを転回させて、人見街道を龍源寺前交差点方面に走って行った本件乗用車の追跡を開始したところ、基督教大裏門交差点から約500メートル離れた龍源寺前交差点の手前で、赤色信号に従って停止している本件乗用車を発見しました。

このため、私は、本件パトカーから降車して本件乗用車の運転席側に駆け寄って、運転席にいるマシューさんに対し、「三鷹署の桑代です。職務質問です。停まってもられますか。」と申し向けたところ、マシューさんは承諾した様子で、信号が青色に変わった後、停止位置のすぐ左側にあるセブンイレブン三鷹大沢六丁目店の駐車場(以下「本件駐車場」といいます。)に本件乗用車を移動させました。

- (3) 私は、本件乗用車に続いて徒歩で本件駐車場に入り、まずは身分証の提示を求めることとして、停止した本件乗用車の運転席側から、マシューさんに対して「この付近で外国の方が運転しているのはお見かけしないので、身分証を確認させていただけますか。」などと申し向けました。すると、マシューさんは「急いでいるのに何ですか。」などと述べ、本件乗用車の助手席にいる女性(マシューさんの妻)は、「あなた今なんて言ったんですか。人種差別ですよ。この人が何か悪いことをしたんですか。身分証の確認は任意だから見せる必要はない。」などと述べ、私の発言に対して明らかに抗議の意思を示しました。

私は、走行中の車両に停止を求めて運転者に職務質問を開始する際には、運転者が有効な運転免許証を保有していることを確認するためということもあって、まず身分証の提示を求めるようにしていたのですが、過去の自身の経験から、職務質問の冒頭で身分証の提示を求めるに際して唐突に身分証の提示を求めると、相手の方に抵抗を

感じられてしまうことが多かったので、会話の導入として、簡単な理由を述べた上で身分証の提示を求めるようにしていました。マシューさんに職務質問を開始するに際しても、基督教大裏門交差点内でマシューさんの容姿を確認した時に外国人の方ではないかとの認識があったということもあり、マシューさんに身分証を提示することに少しでも抵抗を感じさせないようにするつもりで、身分証の提示を求める上での会話の導入として、「この付近で外国の方が運転しているのはお見かけしないので」と切り出したのですが、マシューさん夫妻からこのときの私の発言に対する抗議を受けたことによって、自分が不適切な発言をしてしまったことに気付きました。このとき私としては、決して差別的な意図があった訳ではありませんでしたし、職務質問をするに当たりマシューさんが外国人であったことを考慮したということもなかったのですが、「この付近で外国の方が運転しているのはお見かけしないので」との私の発言は、外国人であるマシューさんへの配慮を欠く不適切な発言であったと、深く反省しています。

- (4) そして、私たちは、抗議の意思を示していたマシューさん夫妻に対して人種差別をしているつもりはない旨を繰り返し説明するなどしましたが、マシューさん夫妻は「人種差別である」などとして納得することはありませんでした。そして、このようなやり取りが続く中で、マシューさんの妻から「交通違反をしましたか」と問われましたので、私は「交通違反はしていません」と答え、また、「不審者ですか」とも問われましたので、「違います」と答えました。

私が、マシューさんの妻から「不審者ですか」と問われたことに対して「違います」と答えたのは、この時にはマシューさんを不審者と捉えていなかったからです。この点を説明しますと、龍源寺前交差点の手前で「職務質問です。停まってもらえますか。」と声をかけた際のマシューさんの態度、整然とした車内に家族と思しき人が同乗している状況、その後素直に本件駐車場に移動して本件乗用車を停止させたマシューさんの行動などからして、私の中で、本件乗用車とすれ違った際に抱いた不審の度合いは徐々に低くなってきていたところ、本件駐車場において、自らの不適切な発言によって抗議を受けるに至ったころには、もはや更なる職務質問によって不審点を解明する必要性を感じておらず、ただただ自らの不適切な言動に対するマシューさん夫妻からの抗議に対応しているという認識しかなくなっていました。ですから、その後マシューさんに対しては、身分証の提示要求どころか、「質問」すらしていません。

(5) その後も、マシューさん夫妻に対して繰り返し人種差別をしているつもりはない旨を説明しましたが、聞き入れてはもらえず、マシューさんが「動画撮って」と言うと、マシューさんの妻は、私にスマートフォンを向け、マシューさんと共に本件乗用車から降車して動画撮影を開始して、引き続き私たちに対し、私の発言に対する抗議を続けました（なお、甲55号証として提出されている映像は、この時の状況をマシューさんの妻が撮影した映像だと思います。）。

そして、マシューさんの妻が動画撮影を終えると、マシューさんは私たちに対して「急いでいるから、もう行きますよ。」などと述べて本件乗用車に乗車し、私たちの氏名を確認した後、本件乗用車を運転して本件駐車場から走り去りました。

3 おわりに

私のマシューさんへの対応の状況は以上のとおりであり、私は車両同士がすれ違った際のマシューさんの挙動を不審と認めて職務質問を開始したものであって、マシューさんが外国人であること、もしくは外見が外国ルーツであることに着目して職務質問をした事実はありません。